

南九州市告示第73号

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和8年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したため、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月31日

南九州市長 塗木弘幸